

一般社団法人 日本ボーイスカウト千葉県連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という。）の目的、基本及び諸規約並びにその方針に従い、各団の独立と主体性を妨げることなく、同様の目的を有する千葉県内の他の団体との友好関係を保つとともに、各地区の協力により、千葉県内のボーイスカウト運動（以下「本運動」という。）の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 加盟団の登録、審査及び指導に関すること。
- (2) 青少年プログラムの開発及び展開に関すること。
- (3) 本運動に関わる成人の確保及び養成に関すること。
- (4) 日本連盟及び国際関係に関すること。
- (5) スカウトの全県的行事に関すること。
- (6) 本運動の普及及び広報に関すること。
- (7) 財政に関すること。
- (8) その他この法人の目的達成のために必要なこと。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公告の方法)

第6条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(規約)

第7条 この法人の組織及び運営については、この定款に定めるほか規約で定める。

2 規約は、社員総会の決議により定める。

第3章 社員

(構成)

第8条 この法人は、日本連盟に加盟し千葉県内に所在するすべての団（以下「加盟団」という。）をもって構成する。

(社員)

第9条 加盟員の内、以下のいずれかをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。

(1) 加盟員で加盟団を代表する者1人。

(2) 第26条及び第33条に規定する役員等。（ただし、名誉役員を除く。）

(3) 日本連盟の定款に基づく教育規程第5章に規定する県内各地区の地区コミッショナー。

(入社)

第10条 社員となるには、この法人に届け出なければならない。

(経費等の負担)

第11条 社員が所属する加盟団は、総会において別に定める分担金を支払うものとする。

(退社)

第12条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

2 第9条(1)に該当する加盟団を代表する各団1人の加盟員が退社する際は、加盟団の承認を得て代わりとなる社員の入社をもって退社するものとする。

(除名)

第13条 社員がこの法人の名誉を棄損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、本定款第22条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第14条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 当該加盟団が日本連盟を脱退し、又は登録を継続しなかったとき。

(6) 当該加盟団が解散したとき。

(7) 第9条(1)に該当する者が当該加盟団を代表する者でなくなったとき。

(8) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第15条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。なお、あらかじめ提出された議案につき、これを審議並びに決議するものとする。

(1) 事業報告の承認。

(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(3) 事業計画及び予算の承認

(4) 理事及び監事の選任又は解任

(5) 分担金の金額及び徴収方法

(6) 定款の変更

(7) 理事及び監事の報酬等の額

(8) 社員の除名

(9) 解散及び残余財産の処分

(10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款、日本連盟教育規程等で定める事項
(開催)

第18条 この法人の社員総会は、年次総会及び臨時総会とし、年次総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 総会招集の通知は、議案とともに開催1週間以前に社員が受領できるように送付する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が第16条の社員の中から指名した者を議長に選出することができる。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決の委任)

第23条 社員は、あらかじめ示された議案につき、その賛否を明らかにした委任状によって他の社員に議決を委任することができる。ただし、委任によって役員選出並びに一般法人法第49条第2項の議決に加わることはできない。

(書面等による議決権の行使)

第24条 社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事から選出された2人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 2人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、そのものをもって一般法人法上の代表理事とする。また、副理事長、業務理事、学識経験者理事、青年代表理事をそれぞれ若干名、地区代表理事を地区の数、置くこととする。

3 各理事について、当該理事とその配偶者または3親等内の親族の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

4 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。前項の規定は、監事についても準用する。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により理事会で選任する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、また理事長に事故あるときはこれを代理する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内（ただし、地区代表理事ならびに青年代表理事は1年以内）に終了する事業年度のうち最終のものに関する年次総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する年次総会の終結の時までとする。

3 欠員により補充された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 第26条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事がその職責を果たせなくなった場合、その資格を失う。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第32条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することがで

きる。

- 2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

（その他の役職者）

第33条 この法人には理事の他、以下の役職者を置く。

- （1）連盟長 1人
- （2）副連盟長 若干名
- （3）名誉会議議員 若干名
- （4）県コミッショナー 1人
- （5）県副コミッショナー 若干名
- （6）名誉役員 若干名

- 2 前項の役職者の選任、解任及び職務並びに権限については、日本連盟の教育規程の定めるところによる。

- 3 第1項の役職者に関する事項で、教育規程に定めのないものについては、規約で定める。

（役員報酬等）

第34条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 理事会

（構成）

第35条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

- 3 連盟長、副連盟長、県コミッショナー、県副コミッショナー、理事でない運営委員会及び特別委員会の委員長並びに監事は随時理事会に出席し、発言することはできるが、議決に加わることはできない。

（権限）

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）業務執行の決定。
- （2）理事の職務の執行の監督。
- （3）理事長、副理事長の選定及び解職。
- （4）総会に付すべき事項の決定。
- （5）役員等の責任の一部免除及び一般法人法上の非業務執行理事との責任限定契約の締結。

（招集）

第37条 理事会は、理事長が招集し、議長を務める。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により副理事長が招集し、議長を務める。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数（委任状を含む）が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、理事長がこれを決する。ただし、総会に提案する本定款の改正に関する事項の議決は、理事会の議決権者の3分の2以上の同意を要する。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 計算

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、年次総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この定款を変更した場合、日本連盟に届け出るものとする。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第45条 この法人は事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第10章 地区組織

(設置と区分)

第46条 この法人は運営を円滑にするために、この法人が定める地域ごとに地区を設ける。

- 2 地区の区分及び名称は、理事会が定める

(地区の構成)

第47条 地区は、加盟登録の承認を受けた地区内のすべての加盟団によって構成される。

(地区の組織、運営、役員等)

第48条 地区の組織、運営、役員等の詳細は、日本連盟教育規程及びこの法人が別に定める規則に従い地区において作成するが、その制定及び改廃に当たっては理事会の同意を得るものとする。

附 則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

- (1) 住所 千葉県

氏名 萩原 博

- (2) 住所 千葉県

氏名 木村 政夫

- (3) 住所 千葉県

氏名 伊藤 知

- 2 この法人の設立時理事の任期は、就任後1年以内の最終の事業年度に関する年次総会の終結の時までとする。
- 3 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。